

# 寺院・神社向け基本顧問サービス

茨城県内に限らず、東京都内等、多数の企業の顧問に就任している知見を活かした基本顧問サービスです

\* 月額顧問料については、寺院・神社の規模や相談内容等に応じて柔軟に対応いたします。

サービス内容のご説明	法務相談 プランA 法務アドバイザー 【リーガルアドバイス】	セミオーダー 法務プランB 組織体制整備 【予防法務】	フルオーダー 法務・労務プランC 組織体制強化＋紛争解決 【予防法務＋臨床法務】	法務・労務・経営 コンサルティングプランS 競争力強化 【予防法務＋臨床法務＋戦略法務】	
月額サービス料(税込)	33,000円	55,000円	110,000円	220,000円	
推奨寺院	日常の法律相談を お願いしたい	契約書の作成や リーガル チェックを お願いしたい	法務部員の アウトソーシング としてお願いしたい	法務・労務・経営面の コンサルティングを 定期的にお願したい	
プラン内容のご説明	各プランの費用は会社の規模・従業員数等によって加算される場合があります。詳細についてはお問い合わせ下さい。	かかりつけの医師やコーチに依頼する感覚で、お気軽に法律相談をご依頼することが可能です。リーガルコストを最小限に抑えつつ、お困りのときに、すぐに法律相談やアドバイスを求めたいという寺院様にお勧めです。	書面作成・リーガルチェックなどを依頼することが可能です。日常的に書面を作成する寺院様にお勧めです。	法律相談を制限なく依頼できるほか、法務代理・労務代理の多くの部分についてご依頼が可能となります。法務の担当として、紛争の予防・解決に万全を尽くすのであれば最適なプランとなります。また、本プランでは、定期訪問も実施します。	法律相談・書面作成・リーガルチェックを制限なく依頼できるだけでなく、法務代理・労務代理について全面的にご依頼が可能となります。また、本プランでは、月1回の定例訪問を実施し、法務・労務・経営面を全面的にサポートします。
対応時間の目安	プラン毎の1ヶ月当たり弁護士1名の対応業務時間の目安です。各時間を上限として対応いたします。	1ヶ月につき2時間	1ヶ月につき4時間	1ヶ月につき10時間	1ヶ月につき20時間
電話・メール・テレビ会議相談	顧問契約をご締結いただいた寺院限定のサービスです。通常は法律事務所での直接面談に限られますが、本サービスでは、電話・メール・テレビ会議によって法律相談をご依頼いただくことが可能です。	電話:1ヶ月3回 メール:1ヶ月5往復 テレビ会議:1ヶ月3回	電話:1ヶ月5回 メール:1ヶ月10往復 テレビ会議:1ヶ月5回	電話:無制限 メール:無制限 テレビ会議:1ヶ月10回	電話:無制限 メール:無制限 電話会議:無制限
顧問表示	当事務所が顧問弁護士となっていることを、顧問先様が対外的に表示していただくことが可能です。「顧問弁護士」が就任していることを表示していただくことで、対外的信用性の向上や、違法・不当な要求の牽制が期待できます。	○	○	○	○
定期訪問	顧問先様に定期訪問を行い、現状の課題・改善点を洗い出しつつ、アドバイス・改善を継続的に行います。	▲ ご依頼に応じて (出張費用が発生します)	△ 6ヶ月に1回 (ご依頼に応じて)	○ 2ヶ月に1回 定期訪問を行います	◎ 毎月定期訪問を行い、課題解決・改善に向けてのアドバイス・コンサルティングを継続的に行います
契約書・社内文書等の作成・チェック	契約書や規則等のリーガルチェック・作成を行います。通常は1通あたり10万円(消費税別)～となります。	▲ 割引で対応	○ 簡易文書 (A4・3枚以内) 月1通まで無料	○ 簡易文書 (A4・3枚以内) 通数制限なし	◎ 複雑な文書作成も対応 通数制限なし
内容証明郵便による請求書作成等	内容証明郵便の作成を行います。通常は弁護士名無であれば1通3万3000円(消費税別)～、弁護士名有であれば1通5万5000円(消費税別)～となります。	▲ 割引で対応 弁護士名無	○ 月1通まで無料 弁護士名無	○ 月3通まで無料 弁護士名無	◎ 月3通まで無料 弁護士名有
クレーム対応	権信徒や取引先等からのクレームに対し、アドバイス又は代理対応を行います。	△ クレーム対応に関する リーガルアドバイス ※窓口対応不可	○ クレーム対応に関する リーガルアドバイス クレーム対応に対する 書面作成(弁護士名無) ※窓口対応不可	◎ クレーム対応に関する リーガルアドバイス クレーム対応に対する 書面作成(弁護士名有) クレーム対応窓口 (2ヶ月に1件)	◎ クレーム対応に関する リーガルアドバイス クレーム対応に対する 書面作成(弁護士名有) クレーム対応窓口 (1ヶ月に1件)
誹謗中傷投稿の削除請求	GoogleやX(旧Twitter)などの口コミサイトや転職サイト等に対し誹謗中傷に関する投稿の削除を要請します。	○ (3ヶ月に1件)	○ (月1件)	○ (月3件) 書き込み巡回あり	○ (月3件) 書き込み巡回あり
発信者情報の開示請求	誹謗中傷に関する投稿をした人物を特定します。	×	×	○ (年1件)	○ (年2件)
弁護士費用割引	交渉や裁判等、個別の案件のご依頼をする際、当事務所基準の弁護士報酬から割引をいたします。	5%割引	10%割引	20%割引	30%割引

弁護士法人長瀬総合法律事務所

令和6年3月20日時点